

■ 日 時

2021年9月28日（火曜日）午前10時
 （受付開始は午前9時30分を予定しております。）

■ 場 所

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
 新宿NSビル 30階 スカイカンファレンス
 Hall A

（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、
 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、
 お間違えのないようご注意ください。）

第13期定時株主総会 招集ご通知

目 次

招集ご通知 （提供書面）	P1
事業報告	P3
連結計算書類	P23
計算書類	P26
監査報告	P29
株主総会参考書類	P35

<新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ>

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、開催日現在の感染状況やご自身の体調をご確認の上、会場でのマスク着用や消毒薬のご使用など感染予防策にご協力いただきますようお願い申し上げます。

特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、健康状態にご留意いただき、ご出席を見合わせることもご検討ください。なお、当日会場においては、十分な感染防止の対応をするため座席数を少なくしております。株主様の安全が確保できないと判断したときには、ご入場を制限させていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

なお、書面により議決権を行使することができますので、こちらの方法もご活用いただけますと幸甚に存じます。



日本リビング保証株式会社
 Japan Living Warranty Inc.

証券コード 7320
2021年9月13日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿四丁目33番4号
日本リビング保証株式会社
代表取締役社長 安 達 慶 高

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本総会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、極力当日のご出席に代えて書面によって事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙を2021年9月27日(月曜日) 午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年9月28日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル 30階 スカイカンファレンス Hall A
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「会場ご案内図」をご参照
いただき、お間違えないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第13期(2020年7月1日から2021年6月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期(2020年7月1日から2021年6月30日まで)計算書類報告の件
- 決 議 事 項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 取締役の報酬総額改定の件

以 上

- ~~~~~
1. 新型コロナウイルスの今後の流行状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、変更後の事項を当社ウェブサイト(アドレス <https://jlw.jp>)にてお知らせいたします。
 2. 事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 3. 本定時株主総会招集ご通知に提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサ

イト（アドレス <https://jlw.jp>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。

従いまして、本定時株主総会招集ご通知に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

4. 決議通知につきましては、書面によるご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。

(提供書面)

事業報告

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、社会・経済活動が大きく制限される中、企業収益や景況感の悪化、個人消費の減退やインバウンド需要の急減など厳しい状況で推移しました。2020年5月末の緊急事態宣言解除後は徐々に経済活動再開の動きがみられていたものの、2021年に入ってから断続的に緊急事態宣言の発出及びまん延防止等重点措置が適用されるなど、日本経済の先行きは依然として予断を許さない状況が続いております。

一方、住宅・不動産業界においては、テレワークや巣ごもり需要により、戸建ニーズの増加傾向が見られました。また、木材価格の高騰（ウッドショック）に伴って住宅販売価格の上昇が見込まれており、既存引渡済み顧客に対するメンテナンスニーズ喚起やリフォーム等の二次的商流の囲い込みのための仕組み構築を企図する住宅会社が増加しております。

このような状況のもと、当社グループは、「100年の価値を、すべての住まいに。」という企業理念に基づき、「保証サービス」、「検査補修サービス」及び「電子マネー発行サービス」等の提供を通じて住宅会社の経営を支援する「おうちのトータルメンテナンス事業」を主力事業として、独自性と付加価値の高い商品ラインナップの拡充を図っております。

また、事業を通じてESG（環境、社会、ガバナンス）への取組みと人々の快適な暮らしのために出来ることを追求し、お客様に住宅をより長く・快適に・安心して使っていただくための商品や、中古住宅や空き家の維持管理や流通活性化に貢献できる商品を開発・提供することに努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高2,801百万円(前期比43.3%増)、営業利益554百万円(同170.7%増)、経常利益630百万円(同121.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は362百万円(同94.5%増)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より横浜ハウス株式会社の株式を取得し子会社化したことに伴い、これら住宅建設・大型リフォーム工事等の事業を報告セグメントに含まれない事業セグメント「その他」に追加しております。

また、従来「おうちのトータルメンテナンス事業」セグメントに含まれていたビジネスマッチング・決済等を行うプラットフォーム事業につきまして、事業セグメント内の再編により、当連結会計年度より、「おうちのトータルメンテナンス事業」より区分して認識し、同じく「その他」に追加しております。

ア. おうちのトータルメンテナンス事業

「保証サービス」においては、「住設あんしんサポート」及び「住設あんしんサポート」に「電子マネー」を組み合わせた「住設あんしんサポートプレミアム」及び「建物20年保証サービス」を主力商品として事業を展開し、契約件数が堅調に推移しております。当連結会計年度においては、新規保証契約金額2,191百万円、新規獲得契約機器数389.4千件（契約件数46.1千件）となり、当連結会計年度末においては、保有保証契約金額残高6,534百万円、保有契約機器数1,727.4千件（契約件数228.9千件）となりました。なお、当連結会計年度における建物20年保証の保証料入金金額は142百万円となりました。

「検査補修サービス」においては、政府による既存住宅流通の活性化策によって、中古住宅の資産価値を高める取組みや既存住宅流通市場の環境整備が進められており、業績が堅調に推移した結果、当連結会計年度の検査補修サービス受注件数は15.1千件、平均単価は21.4千円となりました。

「電子マネー発行サービス」では、100%子会社であるリビングポイント株式会社が発行する「おうちポイント」の発行契約数が順調に推移したことにより、当連結会計年度における新規発行高は402百万ポイント、当連結会計年度末時点での未使用残高は1,623百万ポイントとなっております。

この結果、売上高は1,679百万円（前期比19.2%増）、セグメント利益は114百万円（同0.1%減）となりました。

また、当連結会計年度は、クライアントとなる住宅会社への提案力強化およびDX（デジタルトランスフォーメーション）推進による業務効率化に重点的に取り組むとともに、単なる住宅のメンテナンス実施に留まらず、住宅会社に対する総合的な経営支援コンサルティングや住宅価値の可視化、将来のメンテナンスプログラムの提供等の領域を強化しております。6月末には業界初となる売却価格保証付き「資産価値保証プログラム」をリリースし、資産価値保証を前提とした建物20年保証を始めとする保証商品等の販売がますます増加していくものと見込まれます。

（※）「おうちポイント」は、住生活に関連する物品・サービスを購入することができる電子マネーです。

イ. BPO事業

当事業においては、主として電氣的・機械的機器等を製造・販売するメーカー等から、メーカー保証制度の構築、運営業務の受託を行っております。具体的にはメーカー保証の申込受付、保証料の集金、

保証書の発行、コールセンター受付、損害保険契約の組成支援、損害保険料及び保険金の精算業務等の受託を行っており、受注は堅調に推移しました。

当連結会計年度においては、太陽光発電に対する固定価格買取制度の終了に伴い、蓄電池市場が拡大する中で、大手蓄電池メーカー数社と締結した契約が売上に大きく貢献しました。また、政府による教育用ICT(情報通信技術)環境の整備拡充政策（GIGAスクール構想）として小中学校のコンピュータ（タブレット端末）導入が促進される中で、タブレット端末の保証業務の受託が本格化し、主に第4四半期の売上に貢献しました。

その結果、売上高は1,002百万円（前期比83.3%増）、セグメント利益は449百万円（同400.8%増）となりました。

なお、当連結会計年度における各セグメントへの本部費配賦額は、事務所移転に伴う地代家賃の増加、賞与を含む人件費の増加、新商品開発のための研究・調査費用の増加等により、前期比125.9%となりました。当連結会計年度のセグメント別の営業利益の算出にあたっては、これらの配賦費用額をおうちのトータルメンテナンス事業68.9%、BPO事業31.1%の割合で配賦しております。

ウ. その他

2020年7月に買収した横浜ハウス株式会社における住宅建設・大型リフォーム工事等の事業及びビジネスマッチング・決済等を行うプラットフォーム事業につきましては、中長期的な観点により、当社グループの成長に寄与するための基盤作りを進めております。この結果、当連結会計年度の売上高は120百万円、セグメント損失は9百万円となりました。

事業別売上高

事業区分	第12期 (2020年6月期) (前連結会計年度)		第13期 (2021年6月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率
おうちのトータルメンテナンス事業	1,408百万円	72.0%	1,679百万円	59.9%	270百万円	19.2%
BPO事業	546百万円	28.0%	1,002百万円	35.8%	455百万円	83.3%
その他	—	—	120百万円	4.3%	120百万円	—
合計	1,955百万円	100.0%	2,801百万円	100.0%	846百万円	43.3%

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,144百万円であります。その主な内容は業務効率化や管理機能強化を目的とした基幹システムのソフトウェア開発費用78百万円、投資用不動産4物件の購入1,041百万円であります。

③ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2020年10月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であるリビングポイント株式会社が営んでおりました、住宅および住宅設備の検査、点検、修繕に係る事業に関して有する権利義務を当社に承継させる吸収分割を実施いたしました。

④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2020年7月1日をもって、横浜ハウス株式会社の全株式を取得し、連結子会社といたしました。

⑤ 資金調達の状況

当連結会計年度における投資用不動産の購入に際し、購入資金の一部を長期借入金として金融機関より580百万円資金調達いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第10期 (2018年6月期)	第11期 (2019年6月期)	第12期 (2020年6月期)	第13期 (当連結会計年度) (2021年6月期)
売上高(百万円)	1,287	1,647	1,955	2,801
経常利益(百万円)	158	213	284	630
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	103	143	186	362
1株当たり当期純利益(円)	23.73	29.01	37.35	72.72
総資産(百万円)	5,142	6,691	8,288	14,375
純資産(百万円)	322	475	630	928
1株当たり純資産額(円)	67.67	95.30	126.08	185.69

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2019年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (2018年6月期)	第 11 期 (2019年6月期)	第 12 期 (2020年6月期)	第 13 期 (当事業年度) (2021年6月期)
売 上 高 (百万円)	1,174	1,345	1,555	2,578
経 常 利 益 (百万円)	133	167	248	642
当 期 純 利 益 (百万円)	85	122	188	400
1株当たり当期純利益 (円)	19.64	24.76	37.80	80.16
総 資 産 (百万円)	3,692	4,342	5,428	12,767
純 資 産 (百万円)	315	450	609	894
1株当たり純資産額 (円)	66.39	90.36	121.89	178.83

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2019年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
リビングポイント株式会社	85百万円	100.0%	資金決済業務、一般建設業務、 建物検査業務
リビングファイナンス株式会社	10百万円	100.0%	ファクタリング業務、エスクロー業務、 バリュエーション業務等
横浜ハウス株式会社	10百万円	100.0%	戸建住宅・マンション・店舗等の 全リフォーム工事の請負等

(4) 対処すべき課題

①新築住宅市場での拡販

当社グループでは、「保証サービス」、「検査補修サービス」及び「電子マネー発行サービス」を住宅オーナー及び住宅事業者のニーズに合わせて有機的に組み合わせ、ワンストップで提供できる体制を整備して差別化を図っております。また、単に住宅事業者の下請けとして業務を受託するだけでなく、事業者の住宅ブランドの今後の展開や、近隣地域の他社情報を踏まえたサービス提案等、アフターサービスを切り口にした経営支援コンサルティングを実施することで、競合他社の営業活動とは提案段階から大きく差をつけております。

新築住宅市場においては、長期的には少子高齢化・人口減少の急速な進展、大都市圏における後期高齢者の急増などにより世帯数が減少し、市場が縮小していくことが予想されるため、新築住宅事業者のニーズに応えた独自性と付加価値の高い商品ラインナップの拡充に取り組み、早期に販路拡大を推し進め、マーケットシェアを拡大する必要があると考えております。

直近では、建物20年保証サービスの拡販を最優先課題と捉え、顧客紹介に関する業務提携先を拡大するとともに、マーケティングおよび営業活動を強化してまいります。

②住宅ストック市場への展開

政府による住宅ストックの活性化に関する取組みに示されているとおり、中古住宅の資産価値を高める取組みや既存住宅流通市場の環境整備が進められており、中長期的には、中古住宅・リフォーム市場の拡大が見込まれます。

当社グループとしては、住宅事業者が住宅を施工・販売した顧客との関係を将来にわたって維持し、リフォーム等の二次的商流を獲得できる仕組みの提供を進めることが重要な課題であると認識しております。

そのため住宅事業者に対し、ポイントを活用した独自商圏確立の支援や、住宅引渡し後も住宅オーナーとの接点構築に利用できるモバイルアプリの提供等を通じて、住宅事業者が真に満足するサービス（カスタマーサクセス）を提供することで、住宅事業者及び当社グループが共に発展し、住宅ストック市場から収益を獲得できるスキーム構造を展開してまいります。

③フィンテック（金融×IT）、プロップテック（不動産×IT）領域への進出

当社グループは、今後、住宅・不動産業界の業界環境や住宅オーナー及び住宅事業者のニーズに変化が生じた場合、競合他社により画期的なビジネスモデルが構築された場合等の問題に対し、対策が必要であると考えております。

当社グループとしては、役員および従業員に金融業界出身者や不動産業界出身者が多数在籍する強み

を活かし、フィンテック（金融×IT）およびプロップテック（不動産×IT）領域のサービス開発を図ることで、競争力と収益基盤の強化を追求する方針です。

直近においては、2021年2月に優れた画像認識技術を持つネットスマイル社と資本業務提携し、3月に住まい特化型デジタルウォレット「うちもウォレット」のスマートフォン向けアプリを提供開始し、4月にフィンテックサービスを構築していくことを目的とする子会社リビングファイナンスを設立し、6月にAIスコアリング技術を活用した売却価格保証付き「資産価値保証プログラム」をリリースする等、積極的なサービス開発を推進しております。

④ITシステムの強化

当社グループは、今後の企業規模拡大や事業環境の変化に対応するためにITシステムの充実を図ることが重要な課題であると認識しております。また、当社グループの財務諸表を作成するにあたって、ITシステム等の信頼性を担保することが重要な課題であると認識しております（注）。これらの課題に対処するため、基幹システム等のIT基盤および内部統制の整備・強化に取り組んでまいります。

（注）当社の主要なサービスである保証サービスに係る売上高、前受収益および長期前受収益等の金額の計算においては、ITシステムのIT全般統制ならびに各業務プロセスに対して整備・運用された内部統制に依拠した会計処理が実施されております。具体的には、顧客より一括にて収受した保証料を保証期間にわたって均等に期間配分し、当連結会計年度に対応する額を収益計上し、未経過分の保証料については前受収益又は長期前受収益に計上しております。保証サービスに係る個々の取引金額は、売上高全体に比べて極めて少額であり、契約件数は非常に多く、また、新商品の開発が継続的に行われていることから、商品の種類も増加傾向にあります。保証サービスに係る大量の契約情報は、当社が自ら設計、開発したITシステムによって一元的に管理されており、商品ごとに登録される商品マスタの情報と個々の契約ごとに入力される申込書の情報に基づいて、売上高、前受収益および長期前受収益等の金額が自動計算され、その計算結果が会計システムに連携されます。

⑤内部管理体制の強化

当社グループが今後も業容拡大を図り、企業価値を継続的に高めていくためには、業務の効率化やリスク管理のための内部管理体制の更なる整備・強化が重要な課題であると認識しております。社内規程や業務マニュアルの整備、業務フローの周知徹底、定期的な社内研修の実施等を通じて業務効率の向上や法令遵守の徹底を図り、経営の公正性・透明性を確保するための体制強化に取り組んでまいります。

⑥人材の確保・育成

当社グループは、今後の企業規模拡大や事業発展のためには、優秀な人材を継続的に確保・育成することが重要な課題であると認識しております。そのため、新卒・中途採用活動や各種社内研修の実施等を積極的に行うとともに、働きやすい職場環境の整備に取り組むことで、優秀な人材の確保・育成に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年6月30日現在)

事業区分	事業内容
おうちのトータルメンテナンス事業	・クライアントである住宅事業者に対し、アフターサービスを切り口にした経営支援コンサルティングを実施 ・保証、アフター業務代行、CRM支援など各種ソリューションにより、販売力強化、CRM、業務効率化を総合的に支援
BPO事業	・クライアントである各種メーカーに対し、保証・修理手配のノウハウを活かし、保証制度構築コンサルティングおよび運営業務の受託を実施 ・太陽光発電システムメーカーや蓄電池メーカー、家電メーカー等が主要なクライアント

(6) 主要な事業所 (2021年6月30日現在)

① 当社

本 社	東京都新宿区
大 阪 支 社	大阪市中央区
福岡サービスセンター	福岡市博多区
名古屋サービスセンター	名古屋市中村区

② 子会社

リビングポイント株式会社	本社：東京都新宿区
リビングファイナンス株式会社	本社：東京都新宿区
横浜ハウス株式会社	本社：神奈川県横浜市磯子区

(7) 使用人の状況 (2021年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
うちのトータルメンテナンス事業	98名 (32) 名	6名増 (20名増)
B P O 事業		
その他の	5名 (－) 名	5名増 (－)
合計	103名 (32) 名	11名増 (20名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員）は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
96 (32) 名	6名増 (20名増)	36.3歳	2年4ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員）は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年6月30日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	430百万円
株式会社三菱UFJ銀行	124百万円
三井住友信託銀行株式会社	98百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年6月30日現在)

① 発行可能株式総数 15,000,000株

② 発行済株式の総数 5,058,300株

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は、54,000株増加しております。

③ 株主数 1,201名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
安達 慶高	680,000株	13.59%
荒川 拓也	663,900株	13.27%
竹林 俊介	516,100株	10.32%
森永 秀一	318,100株	6.36%
吉川 淳史	268,800株	5.37%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	244,700株	4.89%
三井不動産レジデンシャル株式会社	228,000株	4.56%
愛田 司郎	202,900株	4.06%
株式会社日本カस्टディ銀行 (信託口)	130,000株	2.60%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	126,000株	2.52%

(注) 持株比率は自己株式 (56,175株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2012年9月25日
新 株 予 約 権 の 数		100個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 60,000株 (新株予約権 1個につき 600株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1個あたり 10,200円 (1株あたり 17円)
権 利 行 使 期 間		2014年9月27日から 2024年9月26日まで
行 使 の 条 件		(注) 1
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 60,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	監 査 役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名

(注) 1.

- ① 新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位及び社外協力者であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当会社の取締役、監査役又は従業員でなくとも、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者が在任又は在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
- ③ 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権者の全部又は一部を行使することができる。

(注) 取締役が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	荒 川 拓 也	営業本部長
代 表 取 締 役 社 長	安 達 慶 高	経営本部長 リビングポイント株式会社 代表取締役
取 締 役	竹 林 俊 介	グループ経営推進本部長 リビングポイント株式会社 取締役
取 締 役	城 戸 美 代 子	業務運営本部長
取 締 役	吉 川 淳 史	管理本部長
取 締 役	中 川 藤 雄	翼法律事務所 弁護士
常 勤 監 査 役	藤 田 悟	
監 査 役	本 多 正 憲	一般財団法人あんしん財団 常務理事
監 査 役	蝦 名 卓	公認会計士・税理士蝦名卓事務所 代表

- (注) 1. 取締役中川藤雄氏は、社外取締役であります。
2. 監査役藤田悟氏、本多正憲氏及び蝦名卓氏は、社外監査役であります。
3. 監査役蝦名卓氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役中川藤雄氏及び監査役藤田悟氏、本多正憲氏、蝦名卓氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

取締役中川藤雄氏及び監査役藤田悟氏、本多正憲氏、蝦名卓氏は、当社と会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社およびすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役および執行役員、およびその他会社法上の重要な使用人を被保険者とした、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補の対象外としており、また、填補する額について限度額を設けております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

④ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	6名	98百万円
監 査 役	3名	8百万円
合 計 (うち社外役員)	9名 (4)	106百万円 (10百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬額は2010年9月16日開催の定時株主総会において、年額1億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。
2. 監査役の報酬額は2015年9月29日開催の定時株主総会において、年額2,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
3. 当社においては取締役の委任決議に基づき、代表取締役安達慶高が取締役の個人別の報酬の決定をしております。委任した理由は、当社の取締役の多くが業務執行取締役であるため、業務執行を統括する代表取締役社長による決定が適しているとの判断によるものであります。

⑤ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役中川藤雄氏は、翼法律事務所所属であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

- ・ 監査役本多正憲氏は、一般財団法人あんしん財団業務執行理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役蝦名卓氏は、公認会計士・税理士蝦名卓事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況及び社外取締役にて期待される役割に対して行った職務の概要
社外取締役	中川 藤雄	当事業年度開催の取締役会17回中17回に出席し、主に弁護士としての専門的な見地から適宜発言を行っております。弁護士としての法務に関する高い知見と豊富な経験に基づき、独立した立場から当社のコンプライアンスおよびガバナンスにおける有益かつ貴重な助言・提言を行っていただき、経営の監視・監督の役割を適切に果たしました。
社外監査役	藤田 悟	当事業年度開催の取締役会17回中17回に出席し、監査役会15回中15回に出席しました。社内の重要な会議体などにも積極的に参加し、事業会社における豊富な監査経験から、事業活動全般に関し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行いました。
社外監査役	本多 正憲	当事業年度開催の取締役会17回中14回に出席し、監査役会15回中13回に出席しました。アクチュアリーとしての専門的な見地から、主に会社のリスク管理及びIT政策について助言を行いました。
社外監査役	蝦名 卓	当事業年度開催の取締役会17回中17回に出席し、監査役会15回中15回に出席しました。公認会計士・税理士として主に会社の会計全般について、専門的な見地から助言を行いました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、また、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り等の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(7) 当社は、取締役会規程に基づき原則として毎月1回定時取締役会を開催し、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役間の意思疎通を行い、法令及び定款に適合した体制を確保する。

(4) 当社は、取締役会の決議によりコンプライアンス規程の制定及びコンプライアンス統括部門の設置を行い、当社の法令等遵守体制を確保するとともに、代表取締役社長が主催するコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守体制にかかる課題について協議を行う。

(7) 当社は、取締役会の決議により内部監査部門を設置し、内部管理態勢の適正性を評価させ、報告を受けるとともに、改善に向けた提言及びフォローアップを実施させる。

(1) 当社は、コンプライアンス違反行為の防止及び早期発見による自浄機能の向上を目的として、社員が会社におけるコンプライアンス違反行為の内容を会社に通報する内部通報制度を構築するため、内部通報規程を制定する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(7) 当社は、取締役会の決議により文書管理規程を定め、取締役の職務の執行にかかる情報を、文書又は電磁的記録に記載又は記録して保存し、管理するものとする。

(1) 当社は、取締役会の決議により情報システム管理規程の制定及び情報システム管理部門の設置を行い、電磁的記録のデータ管理体制を構築する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(7) 当社は、取締役会の決議により、リスク管理規程の制定及びリスク管理統括部門の設置を行い、当社のリスク管理体制を確保するとともに、代表取締役社長が主催するコンプライアンス委員会において当社のリスクにかかる課題について共有を行う。

(1) 当社は、大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合の対応のためにコンティンジェンシープランを制定し、緊急事態対応体制を構築する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (7) 当社は、執行役員制度を導入し、取締役及び執行役員で構成する経営執行委員会により取締役会の意思決定機能及び監視・監督機能の強化を図る。
- (f) 当社は、原則として毎月1回定時取締役会を開催し、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適時適切に問題解決を行う。
- (g) 当社は、取締役会の決議により、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程を制定し、取締役、執行役員及び使用人の職務執行について責任の範囲及び執行手続きを明確にし、効率的な意思決定を行う体制を確保する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (7) 当社は、当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正の確保のため、取締役会の決議により関係会社管理規程を制定し、子会社の当社に対する事前協議体制及び報告体制を構築する。
- (f) 当社は、当社グループの役職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社に設置するコンプライアンス委員会に適時コンプライアンス上の課題等について報告を求め、情報交換を行う。
- (g) 当社は、子会社の損失の危険の管理のため、関係会社管理規程に基づき、子会社の損失の危険に関する状況の報告を定期的及び適時に当社の関係会社管理部門に対して行うことを求め、必要に応じてコンプライアンス委員会で協議及び情報交換を行う。
- (f) 当社は、子会社の役職員等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役間の職務分担を明確にするよう指導する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (7) 当社は、監査役から求めがあったときは、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。
- (f) 監査役を補助すべき使用人は、監査役を補助する範囲内において取締役の指揮命令系統から独立し、当該使用人の人事異動及び人事評価については、監査役と事前に協議し、監査役の同意を得たうえで行う。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (7) 取締役、執行役員及び使用人は、監査役から求められた場合には、遅滞なく業務の執行状況を報告する。
 - (f) 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、当社グループにおいて、「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項」、「経営に関する重要な事項」、「重大な法令及び定款に違反する行為」が発生したことを知ったときは、当社の監査役に適時かつ的確に報告する。
 - (g) 監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人から、重要事項の報告を受ける。
 - (h) 当社は、監査役に報告したことを理由として、その報告者に対していかなる不利益な取扱いも行わない。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (7) 当社は、監査役の求めに応じて、監査役と取締役、執行役員及び使用人との会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - (f) 当社は、監査役と内部監査部門との緊密な連携を可能とする体制を構築するとともに、監査役の求めに応じて内部監査部門が監査役に報告する体制を構築する。
 - (g) 当社は、監査役の請求に基づき、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還並びに債務に関する処理を行う。

(2) 当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社においては、お客様に信頼される企業であることを経営理念として掲げており、継続的な信頼の獲得のため、法令及び定款に適合する体制整備に努めております。毎月1回定例で取締役会を開催し、意思疎通を図るとともに法令・定款・社内規程に基づいた組織運営が行えるよう活発な議論を行っております。

また、四半期ごとに代表取締役社長が主催するコンプライアンス委員会を開催し、法令改正動向の共有、当社ビジネスに対する影響等を検証し、法令遵守が損なわれないようモニタリングを行っております。

内部監査部門については、各部門に対して業務監査を行い、監査結果を取締役及び監査役と共有するとともに、代表取締役社長の指示のもとフォローアップを実施しております。

- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
取締役会の決議により定めた文書管理規程に基づき稟議書のファイリング、取締役会議事録及び株主総会議事録を適時適切に作成し管理しております。
また、電磁的記録のデータに関しては専門部署による画一的管理と厳格なアクセス制限による管理体制を構築しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
代表取締役社長が主催するコンプライアンス委員会を四半期ごとに開催し、当社のリスクにかかる課題について共有を行っております。
また、コンティンジェンシープランに基づき緊急時の連絡体制について定期的に見直しを行い、有事に迅速な対応がとれるよう体制整備に努めております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社においては執行役員制度を導入し、毎週1回経営執行委員会を開催し、取締役会に付議する議案の事前審議及び職務権限規程に基づく経営執行委員会の審議事項などを協議するとともに取締役及び執行役員間の意見交換及び情報共有を行っております。
また、職務権限規程及び稟議規程に基づき、定められた権限者が稟議書により承認を行っております。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
関係会社管理規程に基づき子会社の管理を行うとともに、子会社とは経営指導契約を締結し、適時適切なアドバイス等を行い子会社の業務が適正に行われるよう管理しております。
また、コンプライアンス委員会では子会社に関連する法令改正動向などを検証し、子会社の指導に努めております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
当年度におきましては監査役の補助使用人の設置の求めはありませんでした。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役はすべての取締役会に出席して、取締役から適時報告を受けるとともに、コンプライアンス委員会にも出席し、法令遵守体制並びに当社のリスク管理について報告を受ける体制を確保しています。さらに常勤監査役は経営執行委員会に出席し、業務執行状況について適時報告を受けております。また、内部通報規程に通報窓口の一つとして監査役会を定め、監査役に対する報告体制を構築しております。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役と取締役、執行役員及び各部門長は定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行っております。
また、内部監査人は内部監査の実施状況及び結果を監査役会に対し報告し、業務執行に関する課題について監査役会と情報を共有しております。

連結貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,305,904	流動負債	3,399,054
現金及び預金	5,547,736	買掛金	74,701
売掛金	55,872	1年内返済予定の長期借入金	33,880
有価証券	125,052	未払法人税等	222,602
金銭の信託	199,902	前受収益	1,135,091
前払費用	339,109	預り金	1,508,352
立替金	751,332	賞与引当金	79,700
その他	286,899	役員賞与引当金	20,000
固定資産	7,068,731	その他	324,726
有形固定資産	310,679	固定負債	10,047,216
建物	61,976	長期借入金	619,001
工具、器具及び備品	11,253	長期前受収益	5,507,472
土地	39,793	長期預り金	3,873,866
建設仮勘定	197,415	ポイント引当金	6,322
その他	241	その他	40,554
無形固定資産	139,645	負債合計	13,446,271
その他	139,645	(純資産の部)	
投資その他の資産	6,618,406	株主資本	873,598
投資有価証券	964,329	資本金	211,826
出資金	200,010	資本剰余金	186,826
差入保証金	1,165,095	利益剰余金	595,327
長期前払費用	2,090,806	自己株式	△120,382
投資不動産	1,900,882	その他の包括利益累計額	55,284
その他	297,282	その他有価証券評価差額金	55,284
繰延資産	517	純資産合計	928,882
開業費	517	負債純資産合計	14,375,154
資産合計	14,375,154		

連結損益計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		2,801,895
売上原価		969,245
売上総利益		1,832,650
販売費及び一般管理費		1,278,234
営業利益		554,416
営業外収益		
受取利息及び配当金	11,702	
有価証券売却益	53,789	
投資不動産賃貸料	89,338	
その他	16,120	170,950
営業外費用		
支払利息	3,254	
有価証券売却損	39,892	
投資不動産賃貸費用	49,316	
その他	2,145	94,608
経常利益		630,757
特別損失		
貸倒損失	16,378	
のれん減損損失	49,770	66,148
税金等調整前当期純利益		564,609
法人税、住民税及び事業税	226,791	
法人税等調整額	△25,102	201,688
当期純利益		362,920
親会社株主に帰属する当期純利益		362,920

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	206,771	181,771	257,427	△93	645,877
当連結会計年度変動額					
新株の発行	5,055	5,055			10,110
親会社株主に帰属する 当期純利益			362,920		362,920
剰余金の配当			△25,021		△25,021
自己株式の取得				△120,289	△120,289
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	5,055	5,055	337,899	△120,289	227,720
当連結会計年度末残高	211,826	186,826	595,327	△120,382	873,598

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	△14,934	△14,934	630,943
当連結会計年度変動額			
新株の発行			10,110
親会社株主に帰属する 当期純利益			362,920
剰余金の配当			△25,021
自己株式の取得			△120,289
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）	70,218	70,218	70,218
当連結会計年度変動額合計	70,218	70,218	297,939
当連結会計年度末残高	55,284	55,284	928,882

貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,374,190	流動負債	3,370,922
現金及び預金	4,735,965	買掛金	62,252
売掛金	55,137	1年内返済予定の長期借入金	33,880
有価証券	125,052	未払金	166,627
金銭の信託	100,000	未払費用	22,518
前払費用	353,963	未払法人税等	222,371
関係会社短期貸付金	150,000	前受収益	1,135,236
立替金	741,639	預り金	1,524,481
その他	121,530	賞与引当金	76,200
貸倒引当金	△9,096	役員賞与引当金	20,000
固定資産	6,393,081	その他	107,355
有形固定資産	309,947	固定負債	8,501,808
建物	61,484	長期借入金	619,001
工具、器具及び備品	11,253	関係会社長期借入金	100,000
土地	39,793	長期前受収益	5,507,472
建設仮勘定	197,415	長期預り金	2,262,248
無形固定資産	139,565	その他	13,086
ソフトウェア	124,965	負債合計	11,872,731
ソフトウェア仮勘定	14,599	(純資産の部)	
投資その他の資産	5,943,568	株主資本	885,898
投資有価証券	306,948	資本金	211,826
関係会社株式	170,000	資本剰余金	186,826
出資金	200,000	資本準備金	186,826
関係会社長期貸付金	961,131	利益剰余金	607,627
長期前払費用	2,090,516	その他利益剰余金	607,627
投資不動産	1,900,882	繰越利益剰余金	607,627
繰延税金資産	51,497	自己株式	△120,382
その他	262,591	評価・換算差額等	8,642
資産合計	12,767,272	その他有価証券評価差額金	8,642
		純資産合計	894,540
		負債純資産合計	12,767,272

損益計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		2,578,501
売上原価		811,788
売上総利益		1,766,713
販売費及び一般管理費		1,209,314
営業利益		557,398
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,741	
有価証券利息	7,288	
有価証券売却益	62,019	
投資不動産賃貸料	90,919	
その他	8,145	171,114
営業外費用		
支払利息	3,254	
有価証券売却損	20,360	
投資不動産賃貸費用	49,316	
貸倒引当金繰入額	9,096	
その他	3,911	85,938
経常利益		642,575
特別損失		
貸倒損失	16,378	
関係会社株式評価損	49,999	66,378
税引前当期純利益		576,197
法人税、住民税及び事業税	225,723	
法人税等調整額	△49,604	176,118
当期純利益		400,078

株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 準 備 金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	206,771	181,771	181,771	232,570	232,570	△93	621,020
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	5,055	5,055	5,055				10,110
当 期 純 利 益				400,078	400,078		400,078
剰 余 金 の 配 当				△25,021	△25,021		△25,021
自 己 株 式 の 取 得						△120,289	△120,289
株主資本以外の 項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	5,055	5,055	5,055	375,057	375,057	△120,289	264,877
当 期 末 残 高	211,826	186,826	186,826	607,627	607,627	△120,382	885,898

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△11,052	△11,052	609,967
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			10,110
当 期 純 利 益			400,078
剰 余 金 の 配 当			△25,021
自 己 株 式 の 取 得			△120,289
株主資本以外の 項目の当期変動額(純額)	19,694	19,694	19,694
当 期 変 動 額 合 計	19,694	19,694	284,572
当 期 末 残 高	8,642	8,642	894,540

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月17日

日本リビング保証株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石原 鉄也 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 篠塚 伸一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本リビング保証株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本リビング保証株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月17日

日本リビング保証株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石原 鉄也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 篠塚 伸一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本リビング保証株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査役会監査報告書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役からの監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社リビングポイント株式会社及び横浜ハウス株式会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の事業についての報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 重要な後発事象

連結注記表及び個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、当社は、2021年7月15日開催の取締役会において、収益不動産1物件を取得することを決議しております。当該事項は、当監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

2021年8月18日

日本リビング保証株式会社 監査役会

常勤社外監査役 藤 田 悟 ㊞

社外監査役 本 多 正 憲 ㊞

社外監査役 蝦 名 卓 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題であると認識しており、必要な内部留保を図るとともに、経営成績に応じた利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

つきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。

- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円 総額50,021,250円

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年9月29日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となり、竹林俊介氏が退任することとなりました。つきましては、取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	あだち よしたか 安達 慶高	再任	所有する当社の株式数 680,000株
1		生年月日 1972年8月8日	
<p>略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1995年4月 (株)三和銀行(現 (株)三菱UFJ銀行) 入行 2004年4月 マーシュ・ジャパン(株) 入社 2006年8月 日本震災パートナーズ(株)(現 SBIリスタ少額短期保険(株)) 入社 2010年9月 当社取締役 2012年8月 リビングポイント株式会社 代表取締役(現任) 2013年9月 当社代表取締役社長(現任)</p> <p>■取締役会出席率 100%(17回中17回)</p> <p>■取締役候補者とした理由</p> <p>候補者は、当社創業者の一人であり、2010年9月より当社取締役、2013年9月より代表取締役社長として当社の経営をリードしてきた経験と実績を有しており、経営全般のバランス維持・向上のため、引き続き選任をお願いするものです。</p>			

候補者番号	あらかわ たくや 荒川 拓也	再任	所有する当社の株式数 663,900株
2	生年月日 1971年5月15日		
略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況			
1995年4月 日本火災海上保険(株) (現 損害保険ジャパン(株)) 入社			
2004年4月 マーシュ・ジャパン(株) 入社			
2006年8月 日本震災パートナーズ(株) (現 SBIリスタ少額短期保険(株)) 入社			
2008年6月 同社取締役			
2009年3月 当社代表取締役社長			
2013年9月 当社代表取締役会長 (現任)			
■取締役会出席率 100%(17回中17回)			
■取締役候補者とした理由			
候補者は、当社創業者の一人であり創業時より代表取締役社長として、2013年9月より代表取締役会長として当社の経営をリードしてきた経験と実績を有しており、また、営業本部長として更なる成長のため、引き続き選任をお願いするものです。			

候補者番号	きど みよこ 城戸美代子	再任	所有する当社の株式数 46,500株
3	生年月日 1960年2月19日		
略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況			
1983年4月 (株)CBSソニーグループ (現 (株)ソニー・ミュージック・エンタテインメント) 入社			
1993年4月 (株)テレマーケティング・ジャパン (現 (株)TMJ) 入社			
2001年3月 (株)もしもしホットライン (現 りらいあコミュニケーションズ(株)) 入社			
2006年9月 日本震災パートナーズ(株) (現 SBIリスタ少額短期保険(株)) 入社			
2010年2月 当社入社			
2012年9月 当社執行役員			
2017年9月 当社取締役 (現任)			
■取締役会出席率 100%(17回中17回)			
■取締役候補者とした理由			
候補者は、2012年9月より当社執行役員として、2017年9月より業務運営部門管掌取締役として当社の経営をリードしてきた経験と実績を有しておりますので引き続き選任をお願いするものです。			

候補者番号	よしかわ あつし 吉川 淳史	再任	所有する当社の株式数 268,800株
4	生年月日 1985年3月20日		
略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況			
2007年8月 日本震災パートナーズ(株) (現 SBIリスタ少額短期保険(株)) 入社			
2009年7月 当社入社、取締役			
2012年9月 当社取締役退任			
2012年9月 当社執行役員			
2017年9月 当社取締役 (現任)			
2021年4月 リビングファイナンス株式会社 代表取締役 (現任)			
■取締役会出席率 100%(17回中17回)			
■取締役候補者とした理由			
候補者は、2012年9月より当社執行役員として、2017年9月より業務企画部門管掌取締役、2021年1月より管理部門管掌取締役として当社の経営をリードしてきた経験と実績を有しておりますので引き続き選任をお願いするものです。			

候補者番号	なかがわ ふじお 中川 藤雄	再任	社外	独立	所有する当社の株式数 一株
5	生年月日 1981年3月11日				
略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況					
2007年1月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)					
2007年1月 長島・大野・常松法律事務所 入所					
2010年9月 弁護士法人匠総合法律事務所 入所					
2013年2月 第一東京弁護士会司法研究委員会 (宅地建物取引業法研究部会) 委員 (現任)					
2016年4月 豊島総合法律事務所 入所					
2017年12月 当社社外取締役 (現任)					
2018年9月 翼法律事務所 入所					
■取締役会出席率 100%(17回中17回)					
■社外取締役候補者とした理由					
候補者は、弁護士であり、企業法務及び建築・住宅法務を専門分野としております。会社経営に関与された経験はありませんが、その専門的見地から社外取締役としての役割を果たすことができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。					

候補者番号

6

にし お な お き
西尾 直紀

新任

社外

生年月日 1965年11月1日

所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月 アンダーセンコンサルティング入社
1996年9月 アンダーセンコンサルティング(株)(現アクセンチュア(株))へ転籍
2000年3月 (株)メディアシーク設立 代表取締役社長(現任)
2003年7月 スタートメディアジャパン(株) 代表取締役社長(現任)
2005年8月 (株)デリバリー(現(株)デリバリーコンサルティング)取締役
2015年10月 (株)Link-U社外取締役(現任)
2019年8月 (株)メディアシークキャピタル代表取締役(現任)
2020年2月 RUN.EDGE(株) 社外取締役(現任)

■社外取締役候補者とした理由

候補者は、長年にわたるIT分野における業務執行、経営及び複数の企業での取締役としての豊富な経験と実績を有しており、その見地から社外取締役としての役割を果たすことができると判断し、新たに選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中川藤雄氏、西尾直紀氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は中川藤雄氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。中川藤雄氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 当社は中川藤雄氏との間で会社法第427条第1項に基づき、法令が規定する額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏の再任及び西尾直紀氏の選任が承認された場合、当社は、両氏との間での当該契約を継続及び新たに締結する予定であります。
5. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は当社が全額負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 社外取締役候補者である中川藤雄、西尾直紀各氏が当社に社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割

当社は、社外取締役に期待される役割・責務は、業務執行を担う経営陣が策定した経営計画及びその実現のための戦略が、経営陣から独立した一般株主の立場に立ち、是認できるのか否かという観点から検討を行い、他社における企業経営経験などの自らの知見に基づき有益な助言を行うこと、経営の成果の妥当性を検証・評価し、評価の結果を経営陣の選任・解任や報酬の決定に適正に反映させること、並びに取締役会の重要な意思決定及び経営陣の提案に、利益相反の問題がないか、判

- 断に偏りがないか等の観点から監督することを期待しております。
7. 当社の社外取締役としての在任期間
- ①中川藤雄氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年9ヵ月となります。
 - ②西尾直紀氏は、新任の社外取締役候補者であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふじた 悟 藤田 悟	再任	社外	独立	所有する当社の株式数 一株
1		生年月日	1948年4月19日		
略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況					
1972年4月 安田火災海上保険(株) (現 損害保険ジャパン(株)) 入社					
2004年7月 日立キャピタル損害保険(株)(現キャピタル損害保険(株)) 出向 内部監査部長					
2004年12月 同社転籍					
2014年7月 同社シニアフェロー					
2017年1月 当社常勤社外監査役 (現任)					
■取締役会出席率 100%(17回中17回) ■監査役会出席率 100% (15回中15回)					
■社外監査役候補者とした理由					
候補者につきましては、長きにわたり金融機関に在籍し、内部監査の責任者を通じて培われた豊富な経験と高い見識を有しております。これらの知識と見識を当社の監査に反映し、当社経営陣から独立した立場から適法性を確保するための積極的な助言・提言を行っております。このことから当社の社外監査役に適任であると判断し引き続き社外監査役候補者といたしました。					

候補者番号

2

ほんだ まさのり
本多 正憲

再任

社外

独立

生年月日 1949年8月19日

所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

- 1973年4月 住友海上火災保険(株) (現 三井住友海上火災保険(株)) 入社
- 1989年2月 シティバンクエヌ・エイ 入社
- 1991年1月 オリコ生命保険(株) (現 SBI生命保険(株)) 入社
- 1997年3月 (株)野村総合研究所 入社
- 2001年6月 (株)イー・ディー・ワークス 取締役
- 2009年8月 (同)YMS Corporation 代表社員 (現任)
- 2015年10月 当社社外監査役 (現任)
- 2018年9月 (財)あんしん財団 常勤理事 (現任)

■取締役会出席率 82%(17回中14回) ■監査役会出席率 87% (15回中13回)

■社外監査役候補者とした理由

候補者につきましては、長きにわたり金融機関及びIT関連企業に在籍し、日本アクチュアリー会の正会員の資格を有しております。そのIT及びリスク管理の専門性を当社の監査に反映し、当社経営陣から独立した立場から適法性を確保するための積極的な助言・提言を行っております。このことから当社の社外監査役に適任であると判断し引き続き社外監査役候補者といたしました。

招集
通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会参考書類

候補者番号

3

えびな たかし
蝦名 卓

再任

社外

独立

生年月日 1962年2月26日

所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1984年4月 安田生命保険(相) (現明治安田生命保険(相)) 入社
1988年10月 中央新光監査法人 入社
1989年10月 監査法人加藤事務所 (現SK東京監査法人) 入社
1992年3月 公認会計士登録
1995年7月 (株)ジャフコ 入社
2000年5月 蝦名公認会計士事務所 開設
2004年8月 税理士登録
2005年4月 マイクロバイオ(株) 監査役 (現任)
2013年6月 データコム(株) 取締役 (現任)
2015年8月 (株)スプリックス 取締役監査等委員
2017年1月 当社社外監査役 (現任)
2018年7月 (株)ビジョナリーホールディングス取締役監査等委員
2018年7月 (株)メガネスーパー 監査役

■取締役会出席率 100%(17回中17回) ■監査役会出席率 100% (15回中15回)

■社外監査役候補者とした理由

候補者につきましては、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い知見から、その専門性を当社の監査に反映し、当社経営陣から独立した立場から適法性を確保するための積極的な助言・提言を行っております。このことから当社の社外監査役に適任であると判断し引き続き社外監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤田悟、本多正憲、蝦名卓各氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は各氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。候補者の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 当社は各氏との間で会社法第427条第1項に基づき、法令が規定する額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。候補者の再任が承認された場合、当社は、各氏との間での当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は当社が全額負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社の社外取締役としての在任期間
①藤田悟氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年8か月となります。
②本多正憲氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年11か月となります。
③蝦名卓氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年8か月となります。

第4号議案 取締役の報酬総額改定の件

当社取締役の報酬総額は、2010年9月16日開催の第2期定時株主総会において、年額100百万円以内にご承認いただき今日に至っております。

当時は取締役4名体制であり、以後経営体制の強化による取締役の増員、社外取締役の任命及び株式会社東京証券取引所マザーズ上場（2018年3月）に伴う職責の拡大による経営環境の変化や経済情勢諸般の事情を考慮し、継続的な業績向上及び更なる企業価値向上に貢献する意識を高めることを目的として今般取締役の報酬等の額を改めさせていただきたいと存じます。

取締役の報酬等の額につきましては、賞与を含めた報酬として、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）に改定を行うことにつきご承認をお願いするものです。また、取締役の報酬額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

以上

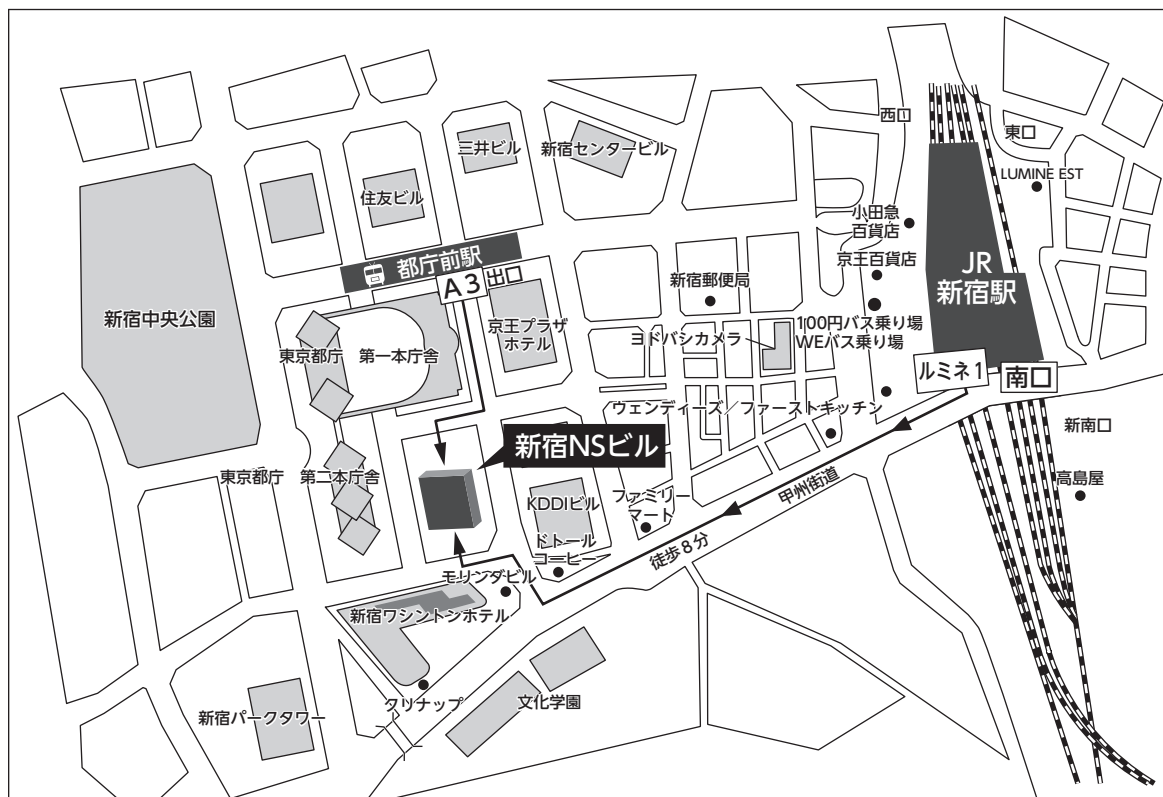
株主総会会場ご案内図

会場

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル 30階 スカイクンファレンス Hall A
TEL 03-3342-4920

交通

J R新宿駅 南口・西口より 徒歩約7分
都営大江戸線 都庁前駅 A3出口より 徒歩約3分



ご注意

駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。